

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議の開催について

平成28年5月31日
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部決定
平成29年10月20日
一部改正

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際しては、世界各国から多くの外国人が訪日することが見込まれており、広く日本の文化・魅力を発信する絶好の機会である。

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化をはじめとした、日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするために、選手村等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があることから、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

議長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
議長代理 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副議長 農林水産省食料産業局長
構成員 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
消費者庁審議官
復興庁統括官
文化庁次長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官
林野庁長官
水産庁長官
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
東京都オリンピック・パラリンピック準備局長
東京都産業労働局長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

- 3 連絡会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。